

\_\_\_\_\_の「全体についての防火管理に係る消防計画」（作成例）

1. 目的及び適用範囲について

- (1) この消防計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が、\_\_\_\_\_の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。
- (2) この消防計画を適用する者の範囲は、\_\_\_\_\_に勤務又は出入りする全ての者とする。

2. 管理権原者の責務について

- (1) 建物所有者、管理者、各事業所の管理権原者の全てで、「防火管理に係る協議会」を組織し、統括防火管理者を協議して定め、この建物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせること。「防火管理に係る協議会」の組織、構成員等は別表1のとおりとする。
- (2) 上記（1）で統括防火管理者を定めたときは、「防火管理に係る協議会」の代表者名をもって消防に届出すること。
- (3) 各管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力すること。
- (4) 各管理権原者は、各々が選任した防火管理者が作成する消防計画に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行すること。

3. 防火管理者の責務について

- (1) 防火管理者は、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告等すること。
- (ア) 防火管理者の選任又は解任のとき
- (イ) 事業所の消防計画の作成又は変更のとき
- (ウ) 防火対象物の法定点検の実施及び結果について
- (エ) 消防用設備等の法定点検の実施及び結果について
- (オ) 建物等の定期検査の実施及び結果について
- (カ) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備などを確認又は改修したとき
- (キ) 火気を使用する設備又は電気設備の新設、改修などを行うとき
- (ク) 臨時的に火気を使用するとき
- (ケ) 多量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵取扱いを行うとき
- (コ) 客席や避難通路など事業所内の変更を行うとき
- (サ) 用途を変更するとき（一時的な変更を含む。）又は催物を開催するとき
- (シ) 内装の改修又は改築などの工事を行うとき
- (ス) 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- (セ) 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき
- (ソ) 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
- (タ) 消防機関が行う立入検査、完成検査などの実施及び結果について
- (チ) 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき

- (ツ) 自動火災報知設備などと連動した自動通報装置などを設置するとき  
(テ) その他火災予防上必要な事項の実施をしたとき
- (2) 防火管理者は、この「全体についての消防計画」に適合するように事業所の消防計画を作成すること。
- (3) 防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守すること
4. 管理権原者の権原の範囲などについて
- (1) 建物の各管理権原者の権原の範囲については、別表2のとおりとする。
- (2) 防火対象物の法定点検は次のとおり実施すること。  
(ア) 防火対象物の法定点検は、\_\_\_\_\_の責任により行うこと。  
(イ) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者などが立ち会うこと。
- (3) 消防用設備等の法定点検は次のとおり実施すること。  
(ア) 消防用設備等の法定点検は、\_\_\_\_\_の責任により行うこと。  
(イ) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立ち入りを認めるなど、点検が適切に実施できるように協力すること。  
(ウ) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者などが立ち会うこと。
- (4) 自主点検は次のとおり実施すること。  
(ア) 統括防火管理者は、別表3「自主点検チェック表（消防用設備）」及び別表4「自主検査チェック表（防火対象物）」に基づき、自主点検を実施すること。  
(イ) 自主点検の実施時期は、\_\_\_\_\_とする。
- (5) 統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果をとりまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に保管すること。
- (6) 統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための措置を図ること。
- 4の2 防火管理業務の一部委託について
- (1) 建物の全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（受託者）及びその業務の範囲等については、別添「全体についての防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。
- (2) 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火業務について、委託等の内容を確認すること。
- (3) 受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火管理業務を適正に行うとともに、当該建物の各管理権原者及び統括防火管理者の指示の下にその業務を実施すること。
- (4) 受託者は、受託した全体についての防火管理業務実施状況について、定期的に統括防火管理者等に報告すること。
5. 自衛消防訓練について
- (1) 統括防火管理者は、建物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を実施すること。また、訓練を実施する場合は、消防に必要な届出を行うこと。
- (2) 統括防火管理者は、別表5「消防訓練実施結果記録書」を作成し、防火管理維持台帳

に保管し、反省点などについては、次回の訓練に反映させること。

## 6. 避難施設等の維持管理について

統括防火管理者は、廊下、階段、避難口、防火区画、防煙区画などの避難施設を適正に管理すること。

### (1) 廊下、階段、避難口、通路などの避難施設

(ア) 避難の障害となる設備又は物品を設けないこと。

(イ) 床面は避難に際し、つまずき、すべりなどがないよう維持すること。

(ウ) 避難口などの戸は、容易に解放できるものとし、開放した場合においても廊下、階段などの幅員を避難上有効に保つようにすること。

### (2) 防火区画、防煙区画などの維持管理

(ア) 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保つこと。

(イ) 防火戸の閉鎖の障害となる設備又は物品を設けないこと。

### (3) 避難経路の案内図など

統括防火管理者及び防火管理者は、在館者（従業員、客など）に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を作成し、見やすい個所に掲示すること。

## 7. 自衛消防活動等について

火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、統括防火管理者及び防火管理者は相互に連絡及び協力して対応すること。

### (1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに119番（消防機関）へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者などに連絡すること。

### (2) 消火活動

(ア) 火災発生場所の近くにいる者は、従業員などと協力して初期消火を行うこと。

(イ) 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指示の下で相互に協力して消火活動を行うこと。

### (3) 避難誘導

(ア) 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、在館者（従業員、客など）を安全な場所へ避難誘導すること。

(イ) 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者などの把握に努め、これらの情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告すること。

### (4) 休日・夜間などにおける防火管理体制

休日や夜間などに発生した災害等に対しては、次の事項を行うこと。

(ア) 火災を発見した場合は、直ちに119番（消防機関）へ通報し、初期消火活動を行うとともに、在館者（従業員、客など）に火災の発生を知らせること。

(イ) 営業時間外に発生した災害などには、在館中の事業所の従業員などが協力して対応すること。

(ウ) 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害などにより被害が生じた場合は、

統括防火管理者に報告すること。

(5) ガス漏えい事故防止対策

- (ア) ガス漏れ火災警報設備によりガスの漏えいを知った者は、直ちに統括防火管理者及び防火管理者に報告し、従業員などが協力して、ガス爆発及び中毒などの発生を防止すること。また、必要があれば、遅滞なく 119 番（消防機関）へ通報すること。  
(イ) ガス漏えい事故防止の対策及び出火防止対策は、当該ガスを消費する事業所の防火管理者が事業所の消防計画に定めること。

(6) 自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）の対応

自動通報を利用している事業所の防火管理者は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報されたときには、必要な行動をするとともに、直ちに統括防火管理者に報告すること。

8. 消防隊への情報提供及び誘導について

(1) 情報提供

統括防火管理者は、火災、地震その他の災害などが発生した際に消防隊への情報提供のため、次の図書などを \_\_\_\_\_ に配置すること。

- (ア) 建物の概要表、平面図、立面図、室内仕上表など  
(イ) 火気使用設備器具などの位置、構造などの状況がわかる図面  
(ウ) 緊急連絡先一覧  
(エ) 防火管理維持台帳

(2) 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害などが発生した際は、建物の外部に誘導員を配置し、消防隊の誘導を行うこと。

9. 防火教育などについて

(1) 防火教育

- (ア) 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行うこと。  
(イ) 統括防火管理者が実施する教育は、建物の全体についての訓練時にあわせて実施すること。

(2) 防火教育の内容

統括防火管理者が行う防火管理業務に従事するものに対する防火教育の内容は次の事項とする。

- (ア) 全体についての防火管理に係る消防計画の内容の周知  
(イ) 各事業所の権原の範囲とその責務に関すること  
(ウ) 自衛消防隊の編成とその任務に関すること  
(エ) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱に関すること  
(オ) 廊下、階段、避難口、防火区画、防煙区画などの避難施設の維持管理に関すること  
(カ) 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関すること  
(キ) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

(3) 放火の防止対策

統括防火管理者は、次に防火対策を推進すること。

- (ア) 建物内外の可燃物等を除去すること
- (イ) 物置、空室、雑品倉庫棟の施錠管理を徹底すること
- (ウ) 举动不審者を発見した場合は、警察などに連絡するとともにその者の行動を監視すること。また、声掛けなどを実施する場合は、複数人で対応すること
- (エ) 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物を除去すること
- (オ) その他：\_\_\_\_\_

#### (4) 工事中の安全対策

- (ア) 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替えなどの工事が行われる場合には、その工事が行われる事業所の防火管理者などと協力して「工事中の消防計画」を作成し、消防機関へ届け出ること。
- (イ) 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切り変更・内装等の変更工事又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、これらの工事などの計画内容や現場の確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うこと。

#### (5) 防火管理者の資格管理

各管理権原者は、選任した防火管理者の資格管理を適正に行い、必要がある場合は、甲種防火管理再講習の受講を徹底させること。

### 10. 地震対策について

#### (1) 地震に備えての事前計画

##### (ア) 建物等の点検及び補強

統括防火管理者は、建物及び建物に付随する施設物（看板、装飾塔など）の倒壊、転倒、落下防止策の状況を把握し、必要に応じて補強すること。

##### (イ) 避難施設などの点検及び安全の確保

統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備などがある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるように指示すること。

##### (ウ) 資器材及び非常用物品の準備

- ① 各管理権原者は、地震その他の災害に備え、事業所の消防計画に基づき、救護などに必要な資器材及び非常用物品を準備し、維持管理すること。
- ② 建物全体についての資器材及び非常用物品は、\_\_\_\_\_に次のものを準備し、統括防火管理者が点検、整備を定期的に行うこと。

- 応急手当用品：\_\_\_\_\_
- 救助作業用資器材：\_\_\_\_\_
- 非常用物品：\_\_\_\_\_

##### (エ) 周辺地域の事業所、住民などとの連携及び協力体制の確立について

統括防火管理者は、各管理権原者と協議し、周辺地域の事業所又は住民などと地震発生時に連携できるように協力体制の構築に努めること。

##### (オ) 警戒宣言発令時の対応

統括防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合には、各防火管理者に、消防計画に定める警戒宣言発令時の対応を行わせること。また、東海地震予知情報に関して、館内放送などにより、在館者（従業員、客など）へ伝達すること。

(カ) 在館者の一斉帰宅の抑制

- ① 統括防火管理者は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、在館者（従業員、客など）に対して、むやみに移動を開始しないように館内放送などで広報すること。
- ② 各管理権原者は、統括防火管理者に対して災害時に在館者（従業員、客）などが安全に待機できる場所を確保させ、維持管理を行わせること。また、建物の被害の状況や建物周辺の状況から、建物内での待機の安全性が確保できない場合の避難場所（市の指定避難場所）を定め、そこまでの避難経路図（別図1）を作成し、従業員などに周知すること。

建物内待機場所 :

指定避難場所名 : (所在地)

(キ) 帰宅困難者への情報提供

統括防火管理は、鉄道などの公共機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波、火災などの情報の把握に努め、館内放送などを活用し、在館者（従業員、客など）に情報提供すること。

(ク) 災害の予防

各管理権原者は、統括防火管理者に対して、震災訓練などを実施した結果の確認及び検証などを行わせ、不備や追加事項があれば、計画を変更させること。

(ケ) 緊急地震速報

統括防火管理者は、訓練及び防火教育などの機会に緊急地震速報の受信方法及び活用方法などについて、従業員などに周知し、効果的な活用を図るように努める。

(2) 地震発生時の活動

(ア) 地震発生時の自衛消防隊の任務

- ① 統括防火管理者は、建物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに必要な措置を行わせること。
- ② 防火管理者は、事業所の被害及び活動の状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに統括防火管理者に遅滞なく報告する。
- ③ 被害の無い事業所又は活動が終了した事業所の自衛消防隊は、統括防火管理者からの要請があった場合は、協力して活動を行うこと。

(イ) 危険物などの流出、漏えい時の緊急措置

統括防火管理者は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガスなどが流出又は漏えいした場合は、自衛消防隊を活用して応急の措置を行うとともに、必要な場合は、119番（消防機関）などに通報すること。

(ウ) 救護活動など

- ① 防火管理者は、事業所の消防計画に基づく、火気使用設備などの安全措置を講じ、被害状況、火気使用設備器具などの点検結果を統括防火管理者に遅滞なく報告すること。
- ② 統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、防火管理者に必要な応急措置を行わせること。また、周辺地域で救助や消火が必要な場合は協力して対応すること。

(エ) 被害状況の把握など

- ① 統括防火管理者は、地震による周辺地域の建物倒壊、火災の発生などの被害状況及び鉄道などの公共交通機関の運行状況を把握するよう努め、知りえた情報を防火管理者に周知すること。
- ② 防火管理者は、統括防火管理者からの情報を掲示板、拡声器などを用いて、在館者（従業員、客など）に周知すること。

(オ) 周辺地域の事業所・住民への応援

統括防火管理者は、建物内の安全が確認できた場合は、周辺地域の事業所又は住民への応援に努めること。

(カ) 在館者の建物内待機など

- ① 統括防火管理者は、建物の安全点検を実施し、その結果を管理権原者に報告すること。
- ② 管理権原者は、①の報告を踏まえ建物内で待機できるか判断すること。
- ③ 建物内での建物内での待機ができないと判断した場合は、統括防火管理者の下、事前に定めた指定避難場所へ在館者（従業員、客など）を誘導すること。

(キ) 建物の復旧

① ガス、電気、上下水道、通信などの途絶時の対策

統括防火管理者は、ガス、電気、上下水道などが途絶した場合は、非常用物品を活用して対応すること。また、二次災害発生を防止するため、火災発生の要因となり得る火気使用設備器具や電気器具などに使用禁止の措置などすること。

② 危険物、ガス、電気等に関する二次災害の防止

- ・ 統括防火管理者は、建物内に立ち入ることが危険と判断した場合は、立ち入り禁止の措置をすること。
- ・ 防火管理者などは、危険物及びガスの漏えいを確認した場合は、その都度、統括防火管理者に報告し、適切な処置をすること。

③ 被害状況の把握

防火管理者は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、統括防火管理者に報告すること。

④ 復旧作業などの実施

- ・ 統括防火管理者は、復旧作業者に対し、消火器具の準備、避難経路の確認を行わせた後に復旧作業を行わせること。
- ・ 統括防火管理者は、建物の使用再開をするときは、安全管理体制を確立す

るとともに、再開の時期などを各事業所に周知すること。

#### 11. その他

---

---

---

#### 附則

この計画は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から施行する。

(別表1)

### の防火管理に係る協議会構成員一覧表

### ( 構成員一覧 )

### ( 役員一覽 )

役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号	備考
会長 (代表者)					
副会長					
統括防火管理 者					

(別表2)

## の管理権原者の権原の範囲

(オモテ面)

(別表 2)

(ウラ面)

平面図（権原範囲図）	
( 階)	( 階)
( 階)	( 階)
( 階)	( 階)

(別表3)

## 「自主点検表（消防用設備）」 実施日： 年 月 日 (才モテ面)

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	

(凡例) ○・・・良

×・・・不備、欠陥有り

⊗・・・即時改修が必要

(別表3)

## 「自主点検表（消防用設備）」 実施日： 年 月 日 (ウラ面)

実施設備	確認箇所	点検結果
ガス漏れ 火災警報設備	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものが多く、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっているか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント 設備	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備考欄		
検査実施者 (職・氏名)		統括防火管理者確認欄

(凡例) ○・・・良 ×・・・不備、欠陥有り ⊗・・・即時改修が必要

※ 不備、欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告すること。

(別表4)

## 「自主検査表（防火対象物）」 実施日： 年 月 日 (オモテ面)

実施項目		確認箇所	検査結果
建 物 構 造	基礎部	・上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	柱・はり・壁・床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	天井	・仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	窓枠・サッシ・ガラス	・窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
	屋外階段	・各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	手すり	・支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。	
	消防隊非常用進入口	・表示されているか。また、進入障害はないか。	
防 火 設 備	外壁の構造及び開口部等	・外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ・外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ・防火戸は円滑に開閉できるか。	
	防火区画	・防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ・階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ・自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕 ➢ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ➢ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ・防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ・防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ・防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避 難 施 設	廊下・通路	・有効幅員が確保されているか。 ・避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	階段	・手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ・階段室の内装は不燃材料になっているか。 ・階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ・非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	避難階の避難口（出入口）	・扉の開放方向は避難上支障ないか。 ・避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ・避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ・避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	

(別表4)

## 「自主検査表（防火対象物）」 実施日： 年 月 日 (ウラ面)

火 気 設 備 器 具	厨房設備、ガスコンロ、湯沸器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物品からの保有距離は適正か。</li> <li>・異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。</li> <li>・ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。</li> <li>・油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。</li> <li>・排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。</li> <li>・燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。</li> </ul>		
	ガス及び石油ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動消火装置は適正に機能するか。</li> <li>・火気周囲は整理整頓されているか。</li> </ul>		
電 気 設 備	変電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。</li> <li>・変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。</li> <li>・変電設備に異音、過熱はないか。</li> </ul>		
	電気器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タコ足の接続を行っていないか。</li> <li>・許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。</li> </ul>		
危 險 物 施 設	少量危険物貯蔵取扱所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識は掲げられているか。</li> <li>・掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。</li> <li>・換気設備は適正に機能しているか。</li> <li>・容器の転倒、落下防止措置はあるか。</li> <li>・整理清掃状況は適正か。</li> <li>・危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。</li> <li>・屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。</li> </ul>		
	指定可燃物貯蔵取扱所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識は掲げられているか。</li> <li>・貯蔵取扱所周囲に火気はないか。</li> <li>・整理整頓（集積）の状況は良いか。</li> </ul>		
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
(構造関係)	年 月 日	(火気設備器具)	年 月 日	
(防火関係)	年 月 日	(電気設備)	年 月 日	
(避難関係)	年 月 日	(危険物施設)	年 月 日	

(別表5)

## 消防訓練実施結果記録書（才モテ面）

実施日時	令和 年 月 日 時 分～ 時 分		
実施根拠	消防計画の定期・臨時・応援協定		実施計画書 有・無
実施場所			参加人員 名
実施範囲	建物： 全体 ・ 部分 ( 棟 階 )		
	参加事業所・参加部門		
実施区分	実働 ・ 体験 ・ 確認 ・ 図上研究		
実施内容 (1~3については訓練内容を記載する。)	1 総合・消火・消火実放水・通報・避難・検証 2 安全防護・応急救護・地震 3 隊任務・編成・基礎行動・規律 4 消防技術会参加・出初式参加・消防演習参加		
訓練対象者	・従業員（全員・一部）、パート、アルバイト ・自衛消防隊員（全員・一部・特定の人） ・自衛消防隊 本部・地区隊（全員・一部） ・防災センター勤務者		
訓練想定	火災・地震・その他 ( )	発災階 ( )	・場所 ( )
訓練指導者	職 氏名		
結果への意見	全体評価 推奨事項・反省点		
記入者	職 氏名		

(別表 5)

## 消防訓練実施結果記録書（ウラ面）

	主な訓練内容		実技実施者・体験者名簿
1	自衛消防隊の各任務確認		
2	火災発見時の周知方法		
3	119番通報要領		
4	防災センター、自衛消防隊への連絡要領		
5	在館者への情報伝達、避難指示要領	参加人員 名	
6	避難誘導・介助要領	参加人員 名	
7	応急救護の措置要領		
8	逃げ遅れ者の確認要領		
9	自衛消防隊本部の設置・運用要領		
10	身体防護（従業員等）、安全確保要領	参加人員 名	
11	避難要領（従業員等）	参加人員 名	
12	防災センターの運用、活用要領		
消防用設備等	1	自火報受信機、非常ベルの取扱要領	
	2	火災通報装置の取扱要領	
	3	放送設備、インターホンの取扱要領	
	4	消火器具、屋内消火栓の取扱要領	
	5	消火器、屋内消火栓の実放水体験	
	6	S P、泡消火設備等の取扱要領	
	7	避難器具の取扱要領	
防火設備・避難設備等	1	防火戸、防火シャッターの操作取扱要領	
	2	エレベーター、エスカレーターの停止要領	
	3	非常口、避難口、避難通路の確保要領	
	4	非常用エレベーター、排煙設備の操作要領	
その他の訓練			

(別添)

全体についての防火管理業務の一部委託状況表 (令和 年 月 日現在)

防火対象物名称				再受託者の有無
管理権原者氏名				<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 一部有り <input type="checkbox"/> 全部
防火管理者氏名				
受託者の氏名及び住所等				受託者が再委託する場合記入
[法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地]  氏名(名称) 住所(所在地) 電話番号 担当事務所 電話番号 [教育担当者講習 修了者氏名] [講習修了証番号] [教育計画]				
受託者の行う 防火管理業務 の範囲 及び 方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他( )
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯	
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> その他( )
		方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
	方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯		

(備考) 「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に印を付すこと。

(別図)

指定避難場所までの避難経路図

